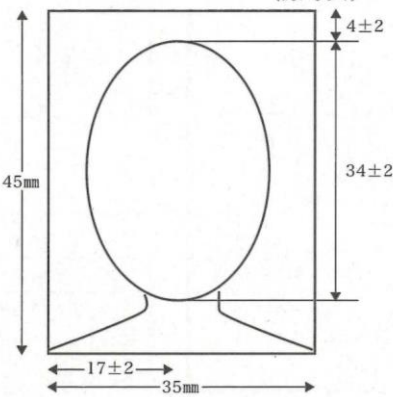


旅券（パスポート）申請・受領のご案内

窓口申請用

- 霧島市市民サービスセンター「コア・よか」で旅券の申請ができるのは、日本国籍を有し、原則として霧島市に住民登録のある方です。
- この案内は、新規・切替申請に関するものです。紛失、残存有効期間同一などの場合は、事前にパスポート窓口にお問い合わせください。
- 霧島市の住民の方は、原則としてかごしま県民交流センター及び各出先事務所での申請はできません。

申請に必要な書類等（次の1～6を全て用意して申請してください）

1. 一般旅券発給申請書 1通 (折曲厳禁・本人自筆)	・18歳以上の方は10年用と5年用のどちらか選んで記入してください。 ・18歳未満（未成年）の方は5年用しか申請できません。				
2. 戸籍謄本 1通 (戸籍の全部事項証明書でも可) (発行日から6か月以内のもの) (改製原戸籍は不可)	・有効期間内の旅券の切り替えて、氏名・本籍地・親権者（申請者が未成年のとき）等に変更のない場合は省略できます。 - ただし、申請書に本籍地の記入が必要なため、本籍を番地まで確認の上、申請してください。 （一時帰国者・外国姓でへボン式でない表記を希望する方は省略できません） ・同一戸籍の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本一通で申請できます。				
3. 写真 1枚 (6か月以内に撮影されたもの) (縦4.5cm×横3.5cm) (原寸大) 	※できるだけ写真店でパスポート用と指定して撮影してください。 ・左図の規格にあうもの ・正面を向き、無帽（ヘアバンドは不可）・無背景のもの ・デジタル写真の場合、写真専用紙を使用し画質が鮮明なもの — パスポート写真としてふさわしくないもの（例） — ・目元がはっきり確認できないもの（眼鏡のレンズに光が反射したもの、眼鏡のフレームが目にかかっているもの、濃い色のレンズのもの、髪が目にかかっているもの、カラーコンタクトレンズ着用のもの等） ・顔や頭の輪郭が隠れる装飾品等があるもの ・「自撮り」写真など画像が反転したものや、アプリ等で顔等を加工したもの ・笑ったり、泣いたり等表情が平常と異なるもの ・不鮮明なもの（汚れやキズ）、画像が粗いもの、影のあるもの ・肩が露出している服装のもの（裸に見えるもの） ・頭、髪、服装と背景の境界が不明瞭なもの ・ノイズ（画像の乱れ）・変形・マスキング（縁取り）があるもの 判断に迷う場合は、窓口にお問い合わせください。 ※不適当な写真の場合は、撮り直しをお願いすることがあります。				
4. 本人確認のための書類 ・現に有効で原本であること ・コピーは不可 （氏名・生年月日・住所・性別ふりがな・本籍等が、申請書の記載内容と、一致しているものに限ります。） （該当する書類がないときは、必ず事前に、お問い合わせください。） ※代理提出の場合 申請者と代理人の本人確認の書類が必要です。	◎1つでよいもの ○運転免許証 ○運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ○日本国旅券(失効後6か月以内) ○個人番号カード(マイナンバーカード) ○身体障害者手帳 ○官公庁職員身分証明書 ○宅地建物取引士証 ○船員手帳 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ※いずれも写真付きのものに限る ◎2つ必要なもの（[AとA] または [AとB]、Bだけ2つは不可） <table border="1" data-bbox="576 1648 1469 1895"> <tr> <td data-bbox="576 1648 632 1805">A</td><td data-bbox="632 1648 1469 1805"> ○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○介護保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○国民年金手帳 ○厚生年金証書 ○共済年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印鑑 ○後期高齢者医療被保険者証 ○基礎年金番号通知書 </td></tr> <tr> <td data-bbox="576 1805 632 1895">B</td><td data-bbox="632 1805 1469 1895"> ○日本国旅券(失効後6か月以上) ○公的機関発行の資格証明書 ○会社の身分証明書 ○学生証 ※いずれも写真付きのものに限る </td></tr> </table>	A	○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○介護保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○国民年金手帳 ○厚生年金証書 ○共済年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印鑑 ○後期高齢者医療被保険者証 ○基礎年金番号通知書	B	○日本国旅券(失効後6か月以上) ○公的機関発行の資格証明書 ○会社の身分証明書 ○学生証 ※いずれも写真付きのものに限る
A	○健康保険証 ○国民健康保険証 ○船員保険証 ○介護保険証 ○共済組合員証 ○年金手帳 ○国民年金手帳 ○厚生年金証書 ○共済年金証書 ○印鑑登録証明書とその登録印鑑 ○後期高齢者医療被保険者証 ○基礎年金番号通知書				
B	○日本国旅券(失効後6か月以上) ○公的機関発行の資格証明書 ○会社の身分証明書 ○学生証 ※いずれも写真付きのものに限る				
5. 前回取得した旅券	・切替申請は、有効な旅券の提出が必要です。 ・有効期間の切れた旅券もお持ちください。				
6. 住民票（本籍地入り） 1通 ※霧島市民の方は不要です (発行日から6か月以内であり、最新のもの)	・霧島市内に住民登録をしていない方が、居所申請（「申請についてのご注意」をご参照ください。）する場合				

申請についてのご注意

【切替申請】

次に該当する場合は、新たな旅券に切り替えることができます。

- ・残りの有効期間が1年未満となった場合（残り有効期間は切り捨てになります）
- ・査証欄に余白がなくなった場合
- ・旅券の記載事項（氏名又は本籍地の都道府県名）に変更が生じた場合

【代理提出】

本人が申請に来られない場合は、申請者に代わり代理人が申請書を提出することができます。

- ・左頁の必要書類を全て持参すること（申請者と代理人の本人確認書類が必要です）
- ・申請者の必要項目（裏面の「申請書類等提出委任申出書」も含む）は、必ず申請者本人が記入すること（代理人は記入できません）

◎10名以上の代理提出の場合は、事前にパスポート窓口にお問い合わせください。

【居所申請】 ※代理提出不可

一時的に霧島市に住んでいる、学生・単身赴任者・海外からの一時帰国者等で、霧島市内に住民登録をしていなくても、申請できる場合があります。

◎事前にパスポート窓口にお問い合わせください。

【未成年者の申請】

- ・18歳未満の方は、5年有効旅券のみの申請になります。
- ・申請書裏面の法定代理人署名欄に親権者又は後見人の署名が必要です。

【その他】

次に該当する場合は、必ず事前にパスポート窓口にお問い合わせください。

- ・有効旅券の紛失、焼失、損傷による申請をする場合
- ・申請書の「刑罰等関係欄」に該当する場合
- ・前回申請した旅券を受領していない場合
- ・外国式の姓・名で申請する場合（外国人との婚姻や二重国籍等）

申請についてのご注意

旅券の受け取りには、年齢に関係なく必ずご本人様がお越しください。代理受領はできません。

【旅券発給手数料】

※年齢は「年齢計算に関する法律」により誕生日の前日に1歳加算されます。

有効期間	申請時の 年 齢	収入印紙	鹿児島県 収入証紙	合 計	申請から受領までの所要日数
10年	18歳以上	14,000円分	2,300円分	16,300円分	申請日から起算して13日です。 (※13日のカウントに土日 祝日等は含まれません。)
5年	12歳以上	9,000円分	2,300円分	11,300円分	
	12歳未満	4,000円分	2,300円分	6,300円分	

※旅券は、発行日から6か月以内に受領されないと無効になります。受取期限までに受領せず、旅券が未交付失効となった場合には、次回申請時に通常より高い手数料を徴収します。

◎旅券の受け取りまでにかかる所要日数は、土・日・祝日及び年末・年始休暇中は含まれておりません。

◎土曜・日曜・祝日・振替休日は受け取りだけができ、申請はできません。

パスポート窓口・問い合わせ先

霧島市市民サービスセンター「コア・よか」

〒899-4332

霧島市国分中央三丁目9番20号 国分パークプラザ2F

TEL(0995)46-1337

- ☐ 申請 平日：午前10時～午後4時30分
(土曜・日曜・祝日・振替休日は申請できません。)
- ☐ 交付 年末・年始休暇を除く毎日
午前10時～午後7時

